

令和7年 鱒ヶ沢町農業委員会 第1回定例総会会議録

令和7年1月10日（金）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 13名

1番 木村 賢一	10番 木村 暢子
2番 長谷川 貴輝	11番 工藤 修二
3番 大谷 大輝	12番 工藤 文信
4番 木村 優仁	13番 對馬 孝
5番 今 仁司	14番 工藤 清
6番 神 秀穂	
7番 神 文人	
9番 佐藤 松子	

◎欠席委員 8番 三上 三樹

事務局	1. 開会 ただ今より令和7年第1回定例総会を開会致します。 はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議場	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。 議長 「異議なし」という声あり
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を6番の神秀穂委員、13番の對馬孝委員にお願いします。 書記については事務局職員にお願いします。
事務局	4. 諸般の報告

<p>事務局</p>	<p>諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和6年12月6日、9日、10日 鱒ヶ沢町議会第4回定例会 場 所：鱒ヶ沢町役場 議場 出席者：工藤会長、千島事務局長</p> <p>報告第2号 令和6年12月13日 農地移動適正化あっせん委員会 場 所：鱒ヶ沢町役場1階談話室1 出席者：對馬孝委員、茶谷秀光推進委員、事務局（工藤、齋藤）</p> <p>報告第3号 令和6年12月23日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：大字建石町字大曲地内、雲雀野地内、島田地内 出席者：對馬孝委員、今仁司委員、佐藤正由推進委員 事務局（工藤、齋藤）</p>
<p>議長</p>	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第3号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に 関する証明 について（農業経営を引き続き行っていることの証明）</p> <p>議案第4号 目標地図の素案の承認について</p> <p>以上4議案を上程致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案第1号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは議案第1号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。 番号1番の詳細について説明します。</p> <p>番号1番 農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲200番2 地 目 登記畑、現況 とともに田</p>

面積 21,717㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。あっせんによる売買です。

このことについて、資料4頁をごらんください。

法第3条第2項の第1号から第6号までのうち、第2項第6号をご覧ください。
当該申請地は大豆の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお12月23日に對馬孝委員、今仁司委員、佐藤正由 推進委員、事務局が航空写真で調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

その結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

ただいまの番号1番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった農業委員の對馬孝委員より、結果報告をお願いします。

對馬孝委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。

議案第1号1番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の建石町字大曲200番1、登記簿地目現況ともに田、面積が21,717㎡、の移動に関して、令和6年12月13日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と茶谷秀光推進委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を約325万7千円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アールあたりでは、約15万円となります。

以上報告を終わります。

議長

それでは番号1番について審議に入ります。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第1号、番号1番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第1号、番号1番について、原案どおり承認することに決定しました。

議長

それでは議案第2号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてただいま承認されたもの以外について事務局に説明を求めます。

議長

続きまして議案第34号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

なお、番号1番から8番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する私が一時退席しますので議長を暫時の間、木村賢一職務代理者と交代いたします。

議場

(会長 退席)

議長

(木村職務代理)

暫時の間、議長を勤めさせていただきます。

議案第2号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号1番から8番について、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号1番から8番について説明いたします。

番号1

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字高根山115番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,637㎡

外9筆で合計面積は28,396㎡です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号2

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字高根山170番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,872㎡

外3筆で合計面積は3,425㎡です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で3俵(玄米)で法定相続人と契約しております。

番号3

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字野田337番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,922㎡

外1筆で合計面積は2,576㎡です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で2俵(玄米)で契約しております。

事務局

番号4

農地の所在 鯉ヶ沢町大字小森町字高根山190番3

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5,951㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号5

農地の所在 鯉ヶ沢町大字小森町字高根山114番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,420㎡

外2筆で合計面積は8,019㎡です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号6

農地の所在 鯉ヶ沢町大字小森町字野田117番3

地目 登記簿 田

現況 田

面積 85㎡

外3筆で合計面積は7,273㎡です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号7

農地の所在 鯉ヶ沢町大字小森町字恩愛沢141番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,591㎡

外1筆で合計面積は4,541㎡です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号8

農地の所在 鯉ヶ沢町大字小森町字高根山40番1

地目 登記簿 田

事務局

現況田
面積 4,646㎡
外1筆で合計面積は11,671㎡です。
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期間 10年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

議長

(木村職務代理)

それでは議案第2号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号1番から8番について、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

(木村職務代理)

異議なしとのことですので、採決致します。
議案第2号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号1番から8番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

(木村職務代理)

全員賛成ですので議案第2号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号1番から8番について、原案どおり承認することに決定しました
退席していた委員の着席をお願いします。
これで議長代理を終了させていただきます。

議場

(会長 着席)

議長

続いて、番号9番、10番についても、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する木村賢一職務代理、の一時退席をお願いします。

議場

(木村賢一委員 退席)

議長

議案第2号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号9番、10番について、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号9番、10番について、説明いたします。

番号9
農地の所在 鱈ヶ沢町大字湯舟町字若山193番3
地目 登記簿 田
現況 田
面積 7,458㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田

事務局

期 間 10年
賃借料 全部で2俵で契約しております。

番号10
農地の所在 鯉ヶ沢町大字小屋敷町字浮橋265番
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 320㎡
外5筆で合計面積は8,781㎡です。
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田
期 間 10年
賃借料 10a 当り15,000円で契約しております。
266番5は、10a 当り1俵で契約しております。

議長

それでは議案第2号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認
についてのうち、番号9番から10番について、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから
発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。
議案第2号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について
のうち、番号9番から10番ついて原案のとおり承認することに賛成の方は挙手
をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第2号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計
画の承認についてのうち、番号9番から10番ついて、原案どおり承認すること
に決定しました
退席していた委員の着席をお願いします。
続いて、ただいま承認されたもの以外について、事務局に説明を求めます。

議場

(木村賢一委員 着席)

事務局

それでは、5頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認に
ついて説明いたします。

1. 所有権移転

件 数		0 件
地目別面積	田	0 ㎡
	畑	0 ㎡
	樹園地	0 ㎡
	計	0 ㎡

2. 利用権設定

再設定	2件	15,008㎡
新規	14件	139,362㎡
計	16件	154,370㎡

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0㎡
3年から5年契約	5筆	10,334㎡
6年から9年契約	0筆	0㎡
10年以上の契約	56筆	144,036㎡
計	61筆	154,370㎡

貸手・借手内訳

貸手農家	16名
借手農家	7名

地目別面積

田	120,960㎡
畑	33,410㎡
樹園地	0㎡
計	154,370㎡

3. 総地目別面積

田	120,960㎡
畑	33,410㎡
樹園地	0㎡
計	154,370㎡

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

地目別面積

田	0㎡
畑	0㎡
樹園地	0㎡
計	0㎡

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号11

農地の所在 鱒ヶ沢町大字姥袋町字霜坂熊ヶ沢131番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 60㎡

外8筆で合計面積は8,749㎡です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 1 2

農地の所在 鱒ヶ沢町大字姥袋町字霜坂熊ヶ沢 1 4 3 番

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 6 3 8 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 1 0 年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 1 3

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下清水崎 2 9 5 番

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 9 3 9 m²

外 3 筆で合計面積は 1 5, 9 3 2 m²です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 1 0 年

賃借料 10a 当り 0. 5 俵（玄米）で契約しております。

番号 1 4

農地の所在 鱒ヶ沢町大字松代町字白沢 3 4 8 番

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 4, 0 6 5 m²

外 4 筆で合計面積は 2 5, 9 5 2 m²です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 2 5 年

賃借料 使用貸借で契約しております。

（固定資産税は使用者側で支払う）

番号 1 5

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字駒ヶ淵 1 2 6 番

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3, 5 8 6 m²

外 4 筆で合計面積は 1 0, 3 3 4 m²です。

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 3 年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

事務局

番号 16
農地の所在 鯉ヶ沢町大字小屋敷町字浮橋 263番1
地目 登記簿 田
現況 田
面積 582㎡
外1筆で合計面積は4,674㎡です。
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期間 10年
賃借料 全部で5俵(玄米)で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第2号について審議に入ります。
議案第2号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第2号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第2号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。
続きまして議案第3号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第3号、贈与税の徴収猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営を引き続き行っていることの証明)について説明いたします。
贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定並びに地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求められていますので承認をお願いするものであります。一覧の受贈者については、いずれも農業経営を行っておりますので了承をお願いいたします。

議長

それでは議案第3号について審議に入ります。
議案第3号についてご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。
議案第3号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので議案第3号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明について原案のとおり承認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして議案第4号、目標地図の素案の承認について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第4号、目標地図の素案の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化法第19条の規定により、市町村は、同法第18条第一項の協議を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めることとされており、同法第20条の規定により、農業委員会は、地域計画の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた地図（以下「目標地図」という。）の素案を作成することとなっていることから、本目標地図について提出の承認を求めるものであります</p>
議長	<p>それでは議案第4号について審議に入ります。</p> <p>議案第4号についてご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってからなお、発言をするようお願いいたします。</p>
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。議案第4号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第4号、目標地図の素案の承認について原案のとおり承認することに決定をいたします。
議長	7. 閉会
事務局	<p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして令和7年第1回定例総会を閉会いたします。</p> <p>その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>
	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の総会は2月10日（月）午前10時に開催予定。 <p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 神 秀 穂</p>

” 對 馬 孝